

令和8年4月の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第33号

令和8年4月の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟市物品管理規則の一部改正)

第1条 新潟市物品管理規則(昭和39年新潟市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第11条中第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

(新潟市公印規則の一部改正)

第2条 新潟市公印規則(昭和40年新潟市規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表のうち(2)の表中

幼保運営課及び区健康福祉課所管事務に関する行政文書に係る電子印用	こども未来部幼保運営課長	1	幼保運営課及び各区の健康福祉課
幼保運営課及び区健康福祉課所管事務に関する行政文書に係る電子印用	こども未来部幼保運営課長	1	幼保運営課及び各区の健康福祉課

を

幼保運営課所管事務に関する行政文書に係る電子印用	こども未来部幼保運営課長	1	幼保運営課
--------------------------	--------------	---	-------

幼保運営課所管事務に関する行政文書に係る電子印用	こども未来部幼保運営課長	1	幼保運営課
--------------------------	--------------	---	-------

に、

新潟駅周辺整備事務所所管事務に関する行政文書用	新潟駅周辺整備事務所次長	1	新潟駅周辺整備事務所
-------------------------	--------------	---	------------

を

新潟駅周辺整備事務所所管事務に関する行政文書用	新潟駅周辺整備事務所長	1	新潟駅周辺整備事務所
-------------------------	-------------	---	------------

に、

東京事務所所管事務で市長名をもつてする行政文書用	東京事務所副所長	1	東京事務所
--------------------------	----------	---	-------

を

東京事務所所管事務で市長名をもつてする行政文書用	東京事務所長	1	東京事務所
--------------------------	--------	---	-------

に改める。

(新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則（平成17年新潟市規則第194号）の一部を次のように改正する。

別表第3部管理機関であって課を置かないものの項中「機関（」の次に「東京事務所及び」を加える。

(新潟市行政文書管理規則の一部改正)

第4条 新潟市行政文書管理規則（令和3年新潟市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「機関の副所長又は次長」を「機関の長」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。